



ページ番号

1008954

## 地震を想定した

# 地域防災訓練を実施

地域づくり応援課  
(本庁舎 2階)

☎0538-37-4751

FAX 0538-32-2353

自主防災会の訓練に参加しましょう

### 12月4日(日)は地域防災の日です

当日は、各自主防災会で安否確認訓練を行います。災害時には、黄色いタオルや救護不要カードを玄関先に掲げるなど、「無事です、大丈夫」を自ら発信することが大切です。

各避難所では地域の代表や市職員が協力して、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の受入訓練などを行います。この機会に避難所の感染症対策を確認するなど、地域と市が協力して訓練を実施し、災害に備えましょう。



#### ▲黄色いタオル

災害時に玄関先へ掲げることで、地域の方に家族の無事を知らせ、素早い安否確認につなげます

#### 感染症対策用

#### 非常持ち出し品チェックリスト

- マスク
- 体温計
- アルコール消毒液
- 室内履き (スリッパ)
- 除菌シート
- 筆記用具 など

### 非常持ち出し品を確認しましょう

各家庭では新型コロナウイルス感染症に対応した非常持ち出し品の確認も行いましょう。

水や食料品などのほかに、感染症対策としてマスク、体温計、アルコール消毒液、室内履き (スリッパ) などを非常持ち出し品に加え、避難する際には各自必要なものをできる限り持参しましょう。

ページ番号

1001216

# 災害時の医療救護

健康増進課  
(i プラザ 3階)

☎0538-37-2013

FAX 0538-35-4586

一人でも多くの命を救うために

### 医療救護所

大規模地震などの発生により被害が大きく、負傷者が多数発生している、また、地域の医療機関も被害を受け、診療できない場合、地区の拠点に医療救護所が開設されます。開設予定場所として、市内11ヶ所を指定しており、被害が大きく負傷者が多い地域から順次開設します。

- 磐田第一中学校
- 向陽中学校
- 磐田北小学校
- 福田健康福祉会館 (リフレU)
- 豊田北部小学校・豊田中学校
- 豊田南中学校
- 豊岡中学校
- 神明中学校
- 磐田南小学校
- 福田小学校
- 竜洋中学校

### 医療救護所の役割

負傷者の重症度と緊急度を判定し、搬送や治療の優先順位を付け、応急処置、病院への搬送の手配を行います。

#### 自分や家族の命を守るためにできること

#### - 災害時 -

自分と家族の安全を確認



けが人を発見・けがをした



救護所へ搬送



自分で手当て

#### - 日頃 -

・ 棚の扉のロック、家具の転倒防止など家の中で危険な状態のものをなくす

・ 応急手当用品の準備、応急手当法を学ぶ

# ペットの災害対策

について考える

環境課  
(西庁舎 1階)

☎0538-37-2702

FAX 0538-37-5565

大切なペットを守るのは飼い主です

もし地震などの災害が起きたら、ペットの命はどうすれば守れるでしょうか。避難の方法や持ち出すものを、事前に家族で話し合っておくことが大切です。

## 避難の方法について

- 被害が軽微であり、在宅避難が可能な場合は、ペットと一緒に自宅で避難生活をします。
- 在宅避難が困難な場合は、ペットを連れて親戚・知人宅などに避難するか、ペットを預けます。
- 避難所に行き避難する場合は、飼いが責任をもって世話をを行います。

## ペットの防災グッズ(例)

- ・水とペットフード(5日分ほど)
- ・ケージやキャリーバッグ
- ・トイレ用品など

## 災害に備えた事前の準備

- しつけ  
ケージやキャリーバッグを使用することに慣らし、「待て」「お座り」などができるようにしつけておきましょう。
- 健康管理  
狂犬病予防注射やワクチンの接種、フィリアなどの寄生虫予防をしておきましょう。
- 迷子防止  
首輪に迷子札や鑑札を付けておきましょう。

## ペットの防災対策ガイドライン



▲環境省 HP



▲静岡県 HP

# 急発進抑制装置

の設置費を補助します

地域づくり応援課  
(本庁舎 2階)

☎0538-37-4751

FAX 0538-32-2353

65歳以上のドライバーの皆さまへ

アクセルとブレーキの踏み間違いによる重大事故を未然に防ぐため、自動車に後付けの急発進抑制装置を設置する費用の一部を補助します。

## ▼対象者

市内に在住しており、65歳以上(令和4年度末日において)で自動車運転免許証を保有している方

## ▼補助対象

後付け急発進抑制装置の設置費用

## ▼補助金額

限度額1万円(千円未満切り捨て)

※1人1回(1台)まで

## ▼補助対象者

ペダル踏み間違いなどによる「急発進抑制装置」で、次のいずれかの機能を有するもの

- ①急発進抑制タイプ  
自動車の停車時および除行時においてアクセルを強く踏み込んだ場合にセンサーが異常を感知し、急加速を抑制する機能
- ②障害物感知タイプ  
前方または後方の障害物をセンサーが感知している状態でアクセルを強く踏み込んだ場合に加速を抑制する機能

## ▼申込方法

装置の設置前に、左記の書類を地域づくり応援課または各支所へ提出  
交付申請書(市ホームページからダウンロード可)

- ・運転免許証、自動車検査証、設置に係る見積書の写し
- ※運転免許証・自動車検査証の使用者・申請者の名前と住所が一致している必要があります



## すべての人に

# 心のバリアフリーを

福祉課  
(プラザ3階)

☎0538-37-4919

☎0538-36-1635

12月3日～9日は障害者週間です

障害者週間は、多くの方が「障がい者の福祉」について興味を持ち、理解を深めるとともに、障がいのある方がさまざまな活動へ参加する意欲を高めることを目的としています。市では、障がいのある人もない人も、お互いの存在と価値観を尊重し合い、地域社会の中で共に幸せに暮らしていける共生社会の実現を目指しています。障がいのある人を特別視しない「心のバリアフリー」を実践していきましょう。

## 第42回 磐田ふれあい作品展

障がいのある方が制作した絵画や書道、工芸、写真などを展示します

とき / 12月7日(水)～11日(日)

火～金曜日は午前9時～午後6時まで

土・日曜日は午前9時～午後5時まで

※月曜日は休館

ところ / 中央図書館1階展示室



▲過去に展示した作品

### 障がい者・高齢者を虐待から守る

虐待は虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されている人が声に出せなかったりする場合があります。そのため虐待を早期に発見するには、さまざまなサインを見逃さないことが大切です。

昨年は市内において、障がい者から13件、高齢者からは49件の相談・通報がありました。

障がい者・高齢者虐待とは、次のような行為です。

#### ▼身体的虐待

たたく、ベッドに縛る、無理やり食事をお口に入れる

#### ▼心理的虐待

怒鳴る、無視する、子ども扱いする

#### ▼経済的虐待

必要なお金を渡さない、年金や預貯金を無断で使う

#### ▼放棄・放任 (ネグレクト)

食事を与えない、医療受診をさせない、介護サービスを受けさせない

#### ▼性的虐待

わいせつな行為、性関係の強要

### 「虐待かも」と思ったら

障がい者や高齢者の中には、虐待を受けていても我慢している人もいます。虐待かなと思つたら、次の相談窓口へ連絡してください。通報者の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

障害者虐待防止センター	☎・FAX 0538-84-6661	
地域包括支援センター	城山・向陽地域包括支援センター	☎ 0538-36-4865 FAX 0538-36-4603
	中部地域包括支援センター	☎ 0538-37-1060 FAX 0538-37-0550
	南部地域包括支援センター	☎ 0538-36-8900 FAX 0538-36-8001
	豊岡地域包括支援センター	☎ 0539-63-0500 FAX 0539-63-0505
	豊田地域包括支援センター	☎ 0538-36-1300 FAX 0538-36-1301
	竜洋地域包括支援センター	☎ 0538-66-9221 FAX 0538-66-9222
	福田地域包括支援センター	☎ 0538-58-3242 FAX 0538-58-3243
磐田警察署	☎ 0538-37-0110 ー	
福祉課生活相談グループ	☎ 0538-37-4797 FAX 0538-36-1635	

# DVに

## 悩んでいませんか？

11月12日～25日は

女性に対する暴力をなくす運動期間

こども・若者相談センター  
(i プラザ 3 階)

☎0538-37-2018

FAX 0538-37-2812

### DVって??

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者や恋人など、親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のことです。「暴力」にはさまざまな形態が存在します。これらは単独で起きることもありますが、多くは何種類かが重なって起きます。また、DVと児童虐待が同時に行なわれている場合もあります。**子どもの前でDVが行なわれた場合は心理的虐待にあたります。**

### 身近でDVに気付いたら

- ①被害を受けている人を責めたり、話を否定したりしないでください
- ②「あなたは悪くない」と伝えてください
- ③下記の相談窓口を紹介してあげてください

緊急時は迷わず110番へ  
通報してください

相談窓口	相談方法	相談時間
磐田市女性相談ダイヤル	☎ 0538-37-4844	月～金曜(祝日除く) 8:30～17:00
磐田警察署生活安全課	☎ 0538-37-0110	
DV相談+ <small>プラス</small>	☎ 0120-279-889 メール・チャット ▶ 	24時間受付(電話・メール) 12:00～22:00(チャット)
DV相談ナビ	☎# 8008 ※最寄りの相談窓口へつながります	
静岡県性暴力被害者支援センター SORA	☎ 054-255-8710 チャット ▶ 	24時間受付
Cure time (性暴力相談) <small>キュアタイム</small>	チャット ▶ 	月・水・土 17:00～21:00
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	☎# 8891 ※最寄りの相談窓口へつながります	
性犯罪被害相談電話	☎# 8103 ※最寄りの相談窓口へつながります	

# ストップ児童虐待

## 子どもの心と命を守ろう

毎年11月は児童虐待防止推進月間です

子どもへの体罰は、法律で禁止されています。市では、体罰に寄らない子育てを推進し、児童虐待のない社会を目指して啓発活動を行っています。

### 「しつけのつもり」でも

「児童虐待」になります

- ・何度も注意したけど言うことを聞かないので、頬をたたいた
- ・いたずらをしたので、長時間正座をさせた

### 「児童虐待かな?」と思ったら相談を!

相談窓口	相談方法
児童相談所 全国共通ダイヤル	☎ 189 休日・夜間問わず 365日、24時間対応
こども・若者 相談センター	☎ 0538-37-2018 月～金 ※祝日除く 8:30～17:15
こども 相談ダイヤル	☎ 0538-35-4317 月～金 ※祝日除く 8:30～17:00

※相談者の秘密は守られます

### 児童虐待とは?

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格の形成に重大な影響を与える行為です。児童虐待は主に次の4種類です。

#### ▶身体的虐待

たたく、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

#### ▶性的虐待

子どもへのわいせつな行為、性関係を強要する、性器を触るまたは触らせる など

#### ▶ネグレクト(育児放棄)

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する など

#### ▶心理的虐待

言葉で脅す、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの前で家族に暴力を振るう など



ページ番号

1011754

# 「救急情報シート」の

## 活用を！

高齢者支援課  
(プラザ3階)

☎0538-37-4831

☎0538-37-6495

### 「もしも」に備えましょう

#### 救急医療情報キットとは

自分の氏名、生年月日、緊急連絡先や持病、服用している薬、かかりつけ医などの情報を記載したシートをプラスチック製の容器に入れ保管しておきます。そして、119番通報などの緊急時に駆けつけた救急隊員や救護者が、本人や家族から聞き取りができない場合に活用しています。

#### 救急医療情報キット



#### 救急医療情報キットのシート の見直しをしました

市では、高齢者などの見守り事業の一環として、各地区の皆さんのご協力により、救急医療情報キットの普及に取り組んできました。定期的に各家庭を訪問してシートの内容を確認していただいている地区もありますが、活動の継続が大きな課題となっています。

そこで、市、市消防本部、市立総合病院の三者で検討を行い「**救急情報シート**」として見直しを行いました。項目を最小限にし、記入や内容確認などがスムーズにできるようにしました。

今後、一人暮らしの高齢者が増えていくことが想定され、救急搬送を円滑に行うための情報を確保することが、とても大切になります。

#### 救急情報シートについて

磐田市にお住まいの人であれば、どなたでも利用できます。

● 救急情報シートは、市ホームページに掲載しており、高齢者支援課、地域包括支援センター、消防署で配布しています。(10枚以上必要な場合は、事前にご連絡ください)

● 救急医療情報キットのプラスチック製の容器とステッカーは新たに配布しません。**器がなくても、救急隊員の目に留まりやすい場所(冷蔵庫の扉や壁)に透明のビニール袋などに入れて、貼るなどしてあれば大丈夫です。** 保険証やお薬手帳などと一緒に保管してあげば、「もしも」のときの情報伝達がよりスムーズになります

● 救急医療情報キットをお持ちの方は、現在のシートをそのまま活用していただいても構いません

シート (裏)

**救急情報シート** 作成日: 令和 年 月 日

【氏名】 (かな: )

【生年月日】 大正・昭和・平成・令和 年 月 日

【性別】 男・女

**緊急連絡先** (緊急連絡先とは本人は、このことを伝えておくべきです)

順	氏名	住所	電話番号	居住先(市内の場合は救急隊員を記入)
1				市内・市内
2				市内・市内

緊急時の送付行為の参考になりますので、できるだけ正確にお書きください。  
※かかりつけ医や入院中の患者の連絡先を記入するものではありません。

飲んでいる薬はありますか?  はい  いいえ (お薬手帳、お薬手帳がない場合はお薬手帳を提出してください)

かかりつけ医はどこですか?  はい  いいえ (〒番号、A00000) 病院 科

入院したことありますか?  はい  いいえ (〒番号、A00000) 病院 科

「もしも」のときに医師に伝えたいことがある場合は、「□」の中に○を入れてください。

できるだけ救命、救命してほしい

医療費を軽減してほしい

なるべく自然な経過で経過してほしい

その他

その他記入欄(緊急時に役立つと思われることがあれば記入)

毎年、お誕生日などに、記入内容を確認しましょう!

シート (表)

**「もしも」のときのために**

～一人暮らしの人や健康に不安のある人は活用してください!～

**救急情報シート**

○救急情報シートとは?

- 急病などの緊急時に、ご自身の氏名や生年月日、緊急連絡先等の情報を救急隊(消防職員)等に伝えることができない場合に備えて、ご家庭に備えておくものです。
- 救急隊等へ情報を提供することに同意できる場合に、ご自身、またはご家族で記入してください。
- 救急情報シートは、磐田市にお住まいであれば誰でも利用できます。

○自宅での保管方法

- 保険証やお薬手帳などと一緒に保管してあれば、「もしも」のときの情報伝達がよりスムーズになります。
- ビニールなど透明な袋に入れて、救急隊等の目に留まりやすい場所に保管してください(二つ折りに折っても構いません)。
- 「救急医療情報キット」のプラスチック製の箱(現在は配布していません)をお持ちの方は、それを活用して冷蔵庫に保管しても構いません。
- 記載した情報は、定期的に確認してください(変更があったら更新をしてください)。

○このシートの入手方法

- 高齢者支援課や各地域包括支援センター、消防署で配布しています。
- 磐田市ホームページからダウンロードできます。

問合せ 磐田市高齢者支援課(1プラザ3階) ☎0538-37-4831  
磐田市救急企画室(磐田市消防署) ☎0538-36-9919

# 電力・ガス・食料品等

## 価格高騰緊急支援給付金

福祉課  
(iプラザ3階)

☎0538-31-5201

FAX 0538-36-1635

住民税非課税世帯と家計急変世帯が対象です

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対して、緊急支援給付金を支給します。

### 給付額

1世帯当たり5万円

### 給付対象

- ①または②のいずれかに該当する世帯
- ①住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で磐田市の住民基本台帳に記録されており、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯

### ②家計急変世帯

①以外の世帯で、予期せず令和4年中の収入が減少し、世帯全員の年収見込み額が、住民税均等割非課税相当とみなされる世帯

### 手続き方法

#### ①住民税非課税世帯

11月16日から対象候補世帯に「確認書」を順次送付しています。世帯主の方は支給要件に該当するか確認し、必要事項を記入の上、令和5年1月31日(火)までに返送してください

#### ②家計急変世帯

申請を受け付けています。申請書類の入手方法や詳細、提出方法については市ホームページをご確認いただくか、コールセンターまでお問い合わせください

### 問い合わせ先(コールセンター)

磐田市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金専用ダイヤル  
☎0538-31-5201

開設時間：9時～17時(土・日・祝日と年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

# 事業承継支援

## ネットワークを

「活用ください

「事業の承継をお考えの方は

お気軽にご相談ください

現在、多くの中小企業や小規模事業者

の皆さんが事業承継のタイミングや方法について悩んでいます。後継者の育成も考えると、事業承継の準備には、5年～10年ほどかかると言われていました。会社の大きな転機となる事業承継には早めの準備、計画的な取り組みが必要です。

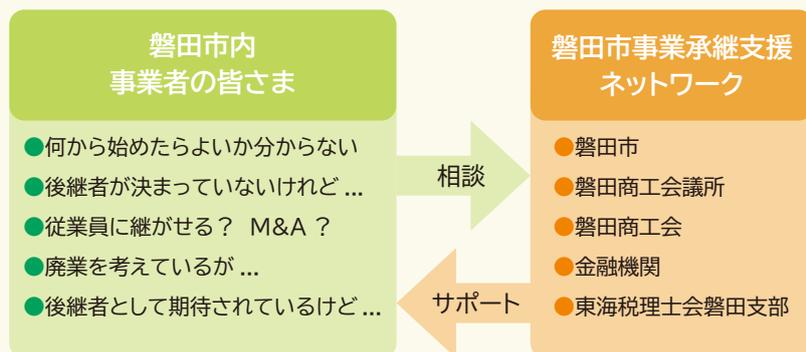
市では、市内中小企業などの皆さんにこれからも円滑に事業を運営していただくため、「磐田市事業承継支援ネットワーク」と共に、皆さんの培ってきたあらゆる経営資源の継続・発展に取り組んでいます。

事業承継についてお悩みの方へご検討されている方は、お気軽にご相談ください。

### ▼対象者

市内に事業所を有する中小企業や小規模事業者の方など

### 磐田市事業承継支援ネットワーク



産業政策課  
(西庁舎1階)

☎0538-37-4904

FAX 0538-37-5013



ページ番号  
1009075

# 犯罪被害を受けた方が 平穏な生活に戻るため

市民相談センター  
(本庁舎1階)  
☎0538-37-4746  
FAX 0538-39-2262

ある日突然、犯罪の被害を受ける

可能性があります

生命を奪われる、最愛の家族を失う、心身に傷を負うなどの被害だけでなく、周囲の理解不足やうわさ話、誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられることがあります。

安心して生活できるためには、犯罪の予防はもちろん、犯罪の被害を受けた方に対する適切な支援と人権を尊重した対応が必要です。  
このため、被害を受けた方が今まで通りの平穏な生活に戻れるよう、社会全体で支えることを目的に犯罪被害者等を支援します。

## 二次被害とは

被害を受けたことを人に知られる（取材などによるプライバシー侵害を含む）と差別や偏見の対象となる、といった事実や本人の思い込みにより対人関係を遮断することで、近所や職場、学校などとの交友関係が希薄となり、社会的に孤立することを指します。差別や偏

## 関連書籍と制度の紹介

**とき** 11月26日(土)～12月1日(木)  
**場所** 中央図書館1Fフロア  
**内容** 被害者の手記や支援制度に関する書籍の紹介、犯罪被害者等支援制度のポスターやチラシを掲示します

見以外にも、好意で行う周囲の励ましが原因となることもあります。犯罪被害者等の人権を擁護するため、地域に広く啓発することが重要です。

## 犯罪の被害を受けた皆さんの相談窓口を設けています

この窓口は、相談内容から必要と思われる情報をお伝えし、「ご希望に応じて窓口への橋渡しを行います。」  
「ご相談はお電話またはFAXでお伝えただくか、窓口へお越しください。」

ページ番号  
1007784

# 12月4日～10日は 「人権週間」です

福祉課  
(iプラザ3階)  
☎0538-37-4814  
FAX 0538-36-1635

人権を正しく理解し

差別や偏見のない社会を目指そう

国際連合は1948年（昭和23年）12月10日の第3回総会で、「世界人権宣言」が採択されたことを記念し、12月10日を「人権デー」と定めました。

日本では、12月4日～10日を「人権週間」と定め、全国的にさまざまな人権尊重思想の啓発活動を行っています。

## 人権とは

誰もが生まれながらにして幸せに、自分らしく生きていくための権利です。  
高齢者、障がいのある人、性的少数者など、誰もが幸せに暮らせる社会を実現するために、私たち一人ひとりが人権について正しく理解し、周りの人の人権を尊重する意識を持ち、行動することが大切です。

## 人権擁護委員が活躍しています

人権擁護委員とは、法務大臣から委嘱された民間のボランティアです。全国の市町村に約1万4千人が配置され、

法務局や自治体と連携し人権に関するさまざまな活動を行っています。

## 警田市の人権擁護委員の活動紹介

▼相談  
・月1回の「人権身の上相談」  
(原則、第1木曜日の開催)

## ▼活動内容

- ・小中学生を対象とした「子どもの人権 SOSミニレター」事業
- ・小中学校や交流センターなどに出向いての「人権教室」
- ・ジュビロ警田と連携した啓発
- ・街頭キャンペーン



▲ジュビロ警田と連携した啓発



▲学校での人権教室